

VIII 条例及び関係法令

石川県バリアフリー社会の推進に関する 条例、施行規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 バリアフリー社会の推進に関する施策(第八条—第二十一条)

第三章 公益的施設等の整備

第一節 公益的施設の整備(第二十二条—第二十六条)

第二節 特定公益的施設の整備(第二十七条—第三十二条)

第三節 交通環境の整備(第三十三条)

第四節 住宅の整備(第三十四条)

第四章 特別特定建築物における義務等(第三十五条—第三十八条)

第五章 新設特定道路等に係る条例で定める基準等(第三十八条の二—第三十八条の五)

第六章 雑則(第三十九条—第四十一条)

附則

高齢者も若者も、障害のある人もない人も、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいの中で共に生きがいを持って健やかに生活できる福祉社会の実現は、私たち県民のすべての願いである。

このような社会を実現するためには、県民一人ひとりが互いに理解し合い、やさしい心、思いやりのある心を持つことが大切である。

そして、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、県民が安全で快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加することのできる障壁のない社会を築いていく必要がある。

また、こうした取組を通して、石川の有する質の高い伝統文化等の蓄積をすべての県民が共有し、享受できる環境づくりを進めることも石川の課題である。

ここに、石川県民が共に力を合わせてバリアフリー社会の構築に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、バリアフリー社会の推進について、県及び事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、基本方針を定めることにより、バリアフリー社会の推進に関する施策を総合的に実施し、及び高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できる公益的施設等の整備の推進を図り、もって県民が生涯を通して真の豊かさを実感でき、生きがいと活力を持って暮らすことができる福祉社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 バリアフリー社会 高齢者、障害者等を含むすべての県民があらゆる分野の活動に平等に参加する上で、これを困難にする様々な障壁が取り除かれ、安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された社会をいう。
- 二 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるものをいう。
- 三 公益的施設 病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁施設、公共賃貸住宅、学校、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれらに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。
- 四 特定公益的施設 公益的施設のうち、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活を営む上でより重要と認められる施設で規則で定めるものをいう。
- 五 公共車両等 鉄道の車両、自動車その他の一般旅客の用に供する機器で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、バリアフリー社会の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する公益的施設について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、及び整備を進めるものとする。

第四条 削除

(事業者の責務)

第五条 事業者は、県及び市町が実施するバリアフリー社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する公益的施設及び公共車両等(以下「公益的施設等」という。)について、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮し、及び整備を進めるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、バリアフリー社会の推進に関し理解を深め、生きがいを持って日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉に関する交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施するバリアフリー社会の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された公益的施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

(推進体制の整備等)

第七条 県は、市町、事業者及び県民と密接に連携してバリアフリー社会を推進する体制を整備するものとする。

2 県は、市街地開発事業その他これに類する事業の実施の機会をとらえて、バリアフリー社会の環境の整備を積極的に推進するものとする。

第二章 バリアフリー社会の推進に関する施策

(施策の基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、バリアフリー社会の推進に関する施策を実施するものとする。

- 一 県民がバリアフリー社会の推進に関し理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 子どもたちが健やかに生まれ育ち、県民が安全かつ快適な生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に平等に参加することができるよう社会環境の整備を推進すること。

(県民意識の高揚)

第九条 県は、バリアフリー社会の推進に関し県民の理解を深めるとともに、県民の自主的な福祉活動への参加の意欲が増進されるよう福祉に関する学習機会の充実、啓発活動の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県民の福祉に関するボランティア活動を支援するため、活動基盤の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(市町への助言)

第九条の二 県は、市町が、県の施策と相まって、当該市町の実情に応じたバリアフリー社会の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう必要な助言を行うものとする。

(福祉人材の養成等)

第十条 県は、高齢者、障害者等の自立を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(福祉サービスの提供体制の整備)

第十一条 県は、福祉に関する県民の多様な需要に的確に対応するため、保健、医療及び福祉に関する施策を有機的に連携し、高齢者、障害者等の自立を支援する福祉サービスを提供する体制を整備するものとする。

(バリアフリー機器に関する研究開発等)

第十二条 県は、高齢者、障害者等の自立を支援するため、バリアフリー機器(高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活上の障壁を取り除くために必要な住宅その他の施設の設備及び物品をいう。)の使用及び提供に関する研究並びに開発を促進し、並びにこれらの成果を普及するために必要な施設を講ずるものとする。

2 県は、高齢者、障害者等の自立を支援するため、リハビリテーションを提供する体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(情報の利用等)

第十三条 県は、高齢者、障害者等が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 電気通信又は放送の役務の提供を行う事業者は、当該役務の提供に当たっては、高齢者、障害者等の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(障害者教育の充実)

第十四条 県は、障害者がそれぞれの能力を十分に伸長できる適切な教育の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(文化活動等の機会の確保等)

第十五条 県は、高齢者、障害者等が生きがいを持って生活を営むことができるよう文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動への参加の機会の確保、生涯学習の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十六条 県は、高齢者、障害者等の就業の機会が確保されるよう職業能力の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

2 事業者は、高齢者、障害者等の就業の機会を確保を図るよう努めるとともに、その雇用する高齢者、障害者等に配慮した職場環境の整備に努めるものとする。

(情報の提供等)

第十七条 県は、市町、事業者及び県民に対し、バリアフリー社会を推進するために必要な情報を適切に提供するものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民に対し、バリアフリー社会を推進するため、公益的施設、住宅等の整備に関し必要な技術指導をするものとする。

(伝統文化等に親しむことのできる環境の整備)

第十八条 県は、伝統文化等にすべての人が親しむことのできる環境の整備に努めるものとする。

(気候に配慮した環境の整備)

第十九条 県は、積雪等地域の天候に配慮した生活環境の整備に努めるものとする。

(安全な生活の確保)

第二十条 県は、高齢者、障害者等が安全に日常生活又は社会生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財務上の措置)

第二十一条 県は、バリアフリー社会を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 公益的施設等の整備

第一節 公益的施設の実備

(整備基準)

第二十二條 知事は、公益的施設の出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の部分の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 知事は、前項に規定する整備基準のほか、高齢者、障害者等がより安全かつ快適に公益的施設を利用できるようにするための目標となる基準を定めることができる。

(整備基準の遵守)

第二十三條 公益的施設の新築、新設、増築、改築、用途変更(施設の用途を変更して公益的施設とする場合を含む。)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一號)第二條第十四号に規定する大規模の修繕又は同條第十五号に規定する大規模の模様替え(規則で定めるものを除く。以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該公益的施設について整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同等以上に安全かつ快適に利用できる場合又は規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

2 公益的施設を所有し、又は管理する者(以下「公益的施設の所有者等」という。)は、当該公益的施設を整備基準に適合されるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第二十四條 知事は、必要があると認めるときは、公益的施設の所有者等又は公益的施設の新築等をしようとする者に対し、当該公益的施設の実備基準への適合に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

(維持保全)

第二十五條 公益的施設の所有者等は、当該公益的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めるものとする。

(適合証の交付)

第二十六條 公益的施設の所有者等は、当該公益的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公益的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該公益的施設の所有者等に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公益的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

第二節 特定公益的施設の実備

(届出)

第二十七條 特定公益的施設の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一號。第四章及び第五章において「法」という)第十七條第一項の規定による計画の認定を申請したときは、この限りでない。

2 前項の規定による届出を行った者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(勧告)

第二十八条 知事は、前条の規定による届出を行わずに特定公益的施設の新築等の工事に着手した者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

- 2 知事は、前条の規定による届出を行った者が当該届出に係る工事を行った場合において、当該工事が届出の内容と異なり、かつ、当該工事に係る特定公益的施設が整備基準に適合しないときは、当該届出を行った者に対し、当該届出のとおり工事を行うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条の規定により届出を行った者のうち、当該届出に係る特定公益的施設の整備基準への適合に関し第二十四条の規定による指導を受けた者が当該指導に係る工事を行った場合において、正当な理由なく当該指導に従わず、かつ、当該指導に係る特定公益的施設が整備基準に適合しないときは、当該指導を受けた者に対し、当該指導に従うことその他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第二十九条 知事は、前条第一項及び第二項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(特定公益的施設の状況把握)

第三十条 特定公益的施設を所有し、又は管理する者(以下「特定公益的施設の所有者等」という。)は、これを維持管理するに当たっては、当該特定公益的施設について、定期的に必要な調査を行い、整備基準への適合状況について把握するよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第三十一条 知事は、必要があると認めるときは、特定公益的施設の所有者等に対し、当該特定公益的施設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。

(立入調査等)

第三十二条 知事は、第二十八条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、特定公益的施設若しくは特定公益的施設の工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に対し質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 交通環境の整備

第三十三条 県、市町、公共交通事業者(公共車両等を所有し、又は管理する者をいう。以下同じ。)等は、連携し、高齢者、障害者等が自らの意思で自由かつ安全に移動できるよう連続性のある交通環境の整備に努めるものとする。

- 2 公共交通事業者は、高齢者、障害者等に配慮した公共車両等及び情報提供機器の整備に努めるものとする。
- 3 公共交通事業者は、公共交通機関の施設及び公共車両等を高齢者、障害者等が容易に利用できるよう情報提供及び介助等の体制の充実に努めるものとする。

第四節 住宅の整備

第三十四条 知事は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に居住することができるようにするために必要な住宅の整備に係る目標となる基準(以下「住宅整備基準」という。)を定めるものとする。

- 2 県は、住宅整備基準に適合した公共賃貸住宅の確保及び住宅の普及に努めるものとする。
- 3 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に使用できるよう住宅整備基準に配慮してその整備に努めるものとする。
- 4 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、住宅整備基準に適合した住宅の供給に努める

ものとする。

第四章 特別特定建築物における義務等

(趣旨)

第三十五条 この章は、法第十四条第三項の規定に基づき、特定建築物の追加、基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模及び建築物移動等円滑化基準の付加に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物の追加)

第三十六条 法第十四条第三項に規定する条例で定める特定建築物は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校とする。

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第三十七条 法第十四条第三項に規定する条例で定める特別特定建築物の規模は、千平方メートルとする。

(建築物移動等円滑化基準の付加)

第三十八条 法第十四条第三項の規定により、条例で建築物移動等円滑化基準に付加する必要な事項は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第十八条第二項第二号に規定する出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口(戸を設けるものに限る。)に、出入りの際、降雨及び降雪の影響を少なくするひさし又は屋根を設けることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該出入口の戸が自動的に開閉する構造である場合
- 二 当該出入口がピロティ、アーケード等の降雨及び降雪の影響の少ない場所に面する場合

第五章 新設特定道路等に係る条例で定める基準

(定義)

第三十八条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新設特定道路 法第十条第一項に規定する新設特定道路(県道に限る。)をいう。
- 二 新設特定公園施設 法第十三条第一項に規定する新設特定公園施設(県が設置する都市公園に限る。)をいう。
- 三 信号機等 法第二条第二十八号に規定する交通安全特定事業(同号イに掲げる事業に限る。)により設置される信号機、道路標識及び道路標示をいう。

(道路移動等円滑化基準)

第三十八条の三 新設特定道路に係る法第十条第一項の条例で定める基準は、規則で定める。

(都市公園移動等円滑化基準)

第三十八条の四 新設特定公園施設に係る法第十三条第一項の条例で定める基準は、規則で定める。

(信号機等に関する基準)

第三十八条の五 信号機等に係る法第三十六条第二項の条例で定める基準は、規則で定める。

第六章 雑則

(国等に関する特例)

第三十九条 国、地方公共団体その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、第二十四条及び第三章第二節の規定は、適用しない。

2 知事は、国等に対し、公益的施設の整備基準への適合に率先して努めるよう要請するものとする。

(適用除外)

第四十条 公益的施設の整備に関し、市町の条例によりこの条例の規定による整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町の区域における公益的施設の整備については、規則の定めるところにより、第三章第一節及び第二節の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

(委任)

第四十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章第一節及び第二節、第三十五条並びに第三十六条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附則(平成十二年三月二十四日条例第四号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日施行する。(後略)

附則(平成十五年十月十四日条例第四十七号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成十九年三月二十二日条例第十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則

平成9年9月16日規則第50号

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成九年石川県条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第二条 条例第二条第三号に規定する規則で定める施設は、別表第一の左欄に掲げるものとする。

(特定公益的施設)

第三条 条例第二条第四号に規定する規則で定める施設は、別表第一の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第四条 条例第二条第五号に規定する規則で定める機器は、次に掲げるものとする。

- 一 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- 二 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- 三 普通鉄道構造規則(昭和六十二年運輸省令第十四号)第二条第一項第十一号に規定する旅客車
(平一九規則三九・一部改正)

(整備基準)

第五条 条例第二十二条第一項の規定により規則で定める整備基準は、別表第二に掲げるとおりとする。

(整備基準遵守の例外)

第六条 条例第二十三条第一項に規定する規則で定めるものは、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による建築主事の確認を要しないものとする。

(適合証の交付)

第七条 条例第二十六条第一項の規定による適合証の交付の請求は、別記様式第一号による請求書に知事が別に定める書類(以下この項において「添付書類」という。)を添えて行わなければならない。ただし、条例第二十七条の規定による届出を行った者の請求については、添付書類を省略することができるものとする。

2 条例第二十六条第二項の規定による適合証の交付は、別記様式第二号により行うものとする。

(新築等の届出)

第八条 条例第二十七条第一項の規定による新築等の届出は、特定公益的施設の新築等の工事に着手する日の三十日前までに、別記様式第三号による届出書に知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

(新築等の変更の届出)

第九条 条例第二十七条第二項の規定による新築等の変更の届出は、別記様式第四号による届出書に知事が別に定める書類を添えて行わなければならない。

(軽微な変更)

第十条 条例第二十七条第二項の規則で定める軽微な変更は、特定公益的施設の新築等の届出の変更のうち、整備基準の適用の変更を伴わない変更及び工事の着手又は完了の予定年月日の変更とする。

(公表)

第十一条 条例第二十九条第一項の規定による公表は、石川県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第二十九条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 二 勧告の内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(身分証明書の様式)

第十二条 条例第三十二条第二項の規定により立入調査又は質問をする職員の携帯する身分証明書の様式は、別記様式第五号によるものとする。

(新設特定道路等に係る基準)

第十三条 条例第三十八条の二第一項の規則で定める基準（以下「新設特定道路基準」という。）は、別表第三に定めるとおりとする。

2 条例第三十八条の二第二項の規則で定める基準（以下「新設特定公園施設基準」という。）は、別表第二の四の表に定める整備基準をもって、その基準とする。

3 条例第三十八条の二第三項の規則で定める基準（以下「信号機等基準」という。）は、別表第四に定めるとおりとする。

(特例法人)

第十四条 条例第三十九条第一項の規則で定める者は、建築基準法第十八条の規定の適用について法令の定めるところにより国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(平一六規則四八・一部改正)

(適用除外の告示等)

第十五条 条例第四十条の規定が適用されることとなる市町村の区域については、その旨を石川県公報により告示するとともに当該市町村長に対し通知するものとする。

(平一六規則四八・一部改正)

附則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附則(平成十一年三月三十一日規則第二十九号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附則(平成十一年三月三十一日規則第三十五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(平成十三年一月五日規則第二号)

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附則(平成十六年三月三十一日規則第四十八号)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附則(平成十九年六月二十日規則第三十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成十九年十月一日規則第四十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

1 建築物

公 益 的 施 設	特 定 公 益 的 施 設
1 学校	すべてのもの
2 病院又は診療所	すべてのもの
3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場	すべてのもの
4 集会場又は公会堂	すべてのもの
5 展示場	すべてのもの
6 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	公益的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が200平方メートル以上のもの
7 ホテル又は旅館	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
8 事務所(保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署(以下「公益事務所」という。)を含む。)	用途面積が2,000平方メートル以上のもの(公益事務所についてはすべてのもの)
9 共同住宅、寄宿舎又は下宿	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
10 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	すべてのもの
11 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	すべてのもの
12 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	すべてのもの
13 博物館、美術館又は図書館	すべてのもの
14 公衆浴場	用途面積が200平方メートル以上のもの
15 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が200平方メートル以上のもの
16 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	すべてのもの
17 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	すべてのもの
18 工場	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
19 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	すべてのもの
20 自動車の停留又は駐車のための施設	すべてのもの
21 公衆便所	すべてのもの
22 公共用歩廊	1,000平方メートル以上のもの

ただし、1の項から21の項までに掲げる施設のうち2以上のもので構成されたもので用途面積が2,000平方メートル以上のものは、特定公益的施設とする。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

公益的施設	特定公益的施設
(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (2) 乗合自動車(道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うため、その事業の用に供する自動車をいい、路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)停留所 (3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (4) 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの (5) 海上運送法による輸送施設(船舶を除き同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	すべてのもの。 ただし、乗合自動車停留所にあつては、1日の乗車人数が500人以上のものに限る。

3 道路

公益的施設	特定公益的施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路その他これに類するもの	すべてのもの

4 公園等

公益的施設	特定公益的施設
(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) (1)及び(2)に掲げる施設以外の公共の用に供される公園(自然公園を除く。)又は緑地 (4) 動物園及び植物園 (5) キャンプ場、遊園地その他これらに類するもの (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の規定により国及び地方公共団体以外の者が知事の許可を受けて行う都市計画事業による公園	すべてのもの

5 路外駐車場

公益的施設	特定公益的施設
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第11号に規定する特定路外駐車場	駐車場法(昭和32年法律第106号)第12条の規定による届出が必要なもの

別表第2(第5条、第13条関係)

1 建築物に係る整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>1 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、次のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
<p>2 階段</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>3 傾斜路</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
<p>4 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。</p>

	<p>ア 便所内に、車いすを使用している者(以下この表から3の表までにおいて「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるものとして、次に掲げる構造の便房(以下「車いす使用者用便房」という。)を1以上設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器で両側に手すりが適切に配置されているものを1以上設けること。</p>
<p>5 ホテル又は旅館の客室</p>	<p>(1) 別表第1の1の表7の項の公益的施設で客室の総数が30以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」という。)を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 便所内に車いす使用者用便房を設けること。</p> <p>(イ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 浴室又はシャワー室(以下この項において「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 出入口は、ウ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>オ 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な面積が確保されていること。</p> <p>カ 室内には、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設けること。</p>
<p>6 敷地内の通路</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p>

	<p>(ア) 勾配が15分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合の溝蓋は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(イ) 車いすのキャスター及び杖等が落ち込まない構造とすること。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 8の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
8 バリアフリー経路	<p>(1) 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「バリアフリー経路」という。)にすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室等までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)</p> <p>イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合 利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路</p> <p>エ 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p> <p>(2) バリアフリー経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
9 バリアフリー経路を構成する出入口	<p>(1) バリアフリー経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>ウ 戸の周囲を水平とし、戸を手前に引く場合は、車いす寄せスペースを設けること。</p> <p>(2) 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、車寄せ上屋等を設けること。</p>
10 バリアフリー経路を構成する廊下等	<p>バリアフリー経路を構成する廊下等は、1の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p>

11 バリアフリー経路を構成する傾斜路	<p>バリアフリー経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、3の項の規定によるほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p>
12 バリアフリー経路を構成するエレベーターその他の昇降機	<p>(1) バリアフリー経路を構成するエレベーター((2)に規定するものを除く。)及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。</p> <p>ア かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この項において同じ。)は、利用居室等、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>オ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>カ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>キ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ク かご内に、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ケ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物に限る。)のバリアフリー経路を構成するエレベーターにあつては、アからウまで、オ、カ及びクに定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(ウ) かご内の左右両側の側板には、手すりを設けること。</p> <p>コ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、アからケまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他次に掲げる方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>a 文字等の浮き彫り</p> <p>b 音による案内</p> <p>c 点字並びにa及びbに類するもの</p> <p>(ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(2) バリアフリー経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、次に掲げる構造とすること。</p> <p>ア エレベーターにあつては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 昇降行程が4メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15メートル毎分以下で、かつ、その床面積が2.25平方メートル以下のもの</p>

	<p>(イ) 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するものとする。</p> <p>(ウ)かごの幅は、70センチメートル以上とし、かつ、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>(エ) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。</p> <p>イ エスカレーターにあっては、次に掲げる構造とすること。</p> <p>(ア) 車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30メートル毎分以下とし、かつ、2枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの</p> <p>(イ) 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであること。</p>
13 バリアフリー経路を構成する敷地内の通路	<p>バリアフリー経路を構成する敷地内の通路は、6の項に定めるもののほか、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、15分の1(屋根等を設けた場合にあっては、12分の1)を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>オ 降雪及び路面凍結に対する措置を行うこと。</p>
14 標識	<p>移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの)であること。</p>
15 案内設備	<p>(1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他12の項(イ)aからcまでに掲げる方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) 案内所を設ける場合には、(1)及び(2)の規定は、適用しない。</p> <p>(4) 直接地上に通ずるバリアフリー経路を構成する出入口及び駐車場へ通ずる出入口には、次に定める構造の呼出装置を設けること。ただし、案内所を設ける場合その他視覚障害者の誘導上支障がない場合においては、この限りでない。</p> <p>ア 呼出装置の取付けの高さは、車いす使用者等が円滑に利用できる高さとする。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>
16 案内設備までの経路	<p>(1) 道等から15の項(2)に規定する設備、同項(3)に規定する案内所又は同項(4)に規定する呼出装置までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この項において「視覚障害者バリアフリー経路」という。)にすること。ただし、</p>

	<p>道等から案内設備までの経路を主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は建築物の内に於ける当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)に定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 視覚障害者バリアフリー経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該視覚障害者バリアフリー経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者バリアフリー経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの若しくは高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等がある部分を除く。)</p>
17 観客席	<p>(1) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設に固定式の客席を設ける場合においては、次に定める構造の車いす使用者が利用できる客席(以下「車いす使用者用客席」という。)を設けること。</p> <p>ア 車いす使用者用客席は、客席の数が400席以下の場合には2以上、400席を超えた場合には2にその400席を超える席数200席(その超える席数が200席に満たない場合又はその超える席数から200席の整数倍の席数を控除した席数が200席に満たない場合は、当該200席に満たない席数を200席とする。)ごとに1を加えた数以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者用客席は、幅は85センチメートル以上、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用客席の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講ずること。</p> <p>(2) 別表第1の1の表3の項及び4の項の公益的施設の客席の用途に供する部分のバリアフリー経路を構成する出入口から車いす使用者用客席に至る経路のうち、1以上の経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高低差がある場合は、11の項に定める構造の傾斜路及び踊場を設けること。</p>
18 洗面所	<p>不特定かつ多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 手洗いの水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。</p> <p>ウ 洗面器は、カウンター式とし、車いす使用者が容易に使用できるものを設けること。</p> <p>エ 鏡を設けること。</p>
19 浴室	<p>別表第1の1の表2の項、7の項、10の項、11の項及び14の項の公益的施設に共同浴場(寝室及び客室内部に設けられるものを除く。)を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>ア 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車いす使用者が円滑に通過できる構造とするこ</p>

	<p>と。</p> <p>エ 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すり、腰掛台等を適切な位置に配置すること。</p> <p>オ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>
20 更衣室又はシャワー室	<p>別表第1の1の表12の項の公益的施設に更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、1以上の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者が更衣室からシャワー室へそのまま移動できる構造とすること。</p> <p>エ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 手すり、腰掛台等を適切に設けること。</p> <p>カ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。</p>
21 非常警報装置	<p>(1) 緊急時に高齢者、障害者等を適切に誘導することができるよう非常警報装置を設けること。</p> <p>(2) 別表第1の1の表2の項、6の項、7の項、10の項、11の項及び16の項の公益的施設で自動火災報知設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に規定する基準の設備をいう。)を設ける場合においては、聴覚障害者に配慮した光等による非常警報装置を設けること。</p>
22 改札口及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下同じ。)	<p>改札口及びレジ通路を設ける場合においては、1以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>
23 公衆電話台、カウンター及び記載台	<p>公衆電話台、カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者も円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。</p>
24 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、1以上の券売機は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 金銭投入口及びボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。</p> <p>イ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>
25 休憩所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する用途面積の合計が500平方メートル以上の施設においては、高齢者、障害者等が休憩できる場所を設けること。</p>
26 授乳所等	<p>不特定かつ多数の者が利用する施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、授乳等を行える場所を設置し、ベビーベッド、いす又はこれらに代わる設備を設けること。</p>
27 水飲場	<p>水飲場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 水飲場は、車いす使用者も円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造とすること。</p> <p>イ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものを設けること。</p>

2 建築物以外の公共交通機関の施設に係る整備基準

部 分	整 備 基 準
1 通路	<p>通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 路面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>(イ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p>
2 傾斜路	<p>傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。以下この項において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 傾斜路の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものであること。</p> <p>エ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
3 エスカレーター	<p>エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</p>
4 交通バリアフリー経路	<p>(1) 公共用通路(旅客施設(別表第1の2の表に規定するものをいう。以下同じ。)の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの(以下「交通バリアフリー経路」という。)を、乗降場ごとに1以上設けること。</p> <p>(2) 交通バリアフリー経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。</p> <p>(3) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路(7の項の基準に適合するものに限る。)又はエレベーター(8の項の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。</p>
5 交通バリアフリー経路を構成する出入口	<p>交通バリアフリー経路と公共用通路の出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>オ 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、車寄せ上屋等を設けること。</p>

<p>6 交通バリアフリー経路を構成する通路</p>	<p>交通バリアフリー経路を構成する通路は、1の項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、140センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>ウ エに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>エ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>オ 照明設備が設けられていること。</p>
<p>7 交通バリアフリー経路を構成する傾斜路</p>	<p>(1) 交通バリアフリー経路を構成する傾斜路は、2の項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上であること。ただし、段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 勾配は、12分の1以下であること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、8分の1以下とすることができる。</p> <p>ウ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>(2) (1)の傾斜路が屋外に設けられた場合の勾配は、20分の1を超えないもの(屋根等を設けた場合は、12分の1を超えないもの)であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
<p>8 交通バリアフリー経路を構成するエレベーター</p>	<p>交通バリアフリー経路を構成するエレベーターは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ かごの内法幅は140センチメートル以上であり、内法奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであつて、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。</p> <p>ウ かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>エ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者とが互いに視覚的に確認できる構造であること。</p> <p>オ かご内に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。)が設けられていること。</p> <p>カ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。</p> <p>キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備が設けられていること。</p> <p>ク かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。</p> <p>ケ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。</p> <p>コ かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。</p> <p>サ 乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上</p>

	<p>であること。</p> <p>シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p>
9 交通バリアフリー経路を構成するエスカレーター	<p>交通バリアフリー経路を構成するエスカレーターは、3の項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、キ及びクについては、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のものでそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>エ 踏み段の端部の全体が、その周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段相互の境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものであること。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ク 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。</p>
10 階段	<p>階段(踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>ウ 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 踏面の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>オ 踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものであること。</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ク 照明設備が設けられていること。</p>
11 視覚障害者誘導用ブロック等	<p>(1) 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック(線状ブロック及び点状ブロックを適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と8の項コに定める基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、14の項(2)の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び16の項に掲げる基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブ</p>

	ックを敷設すること。
12 運行情報提供設備	車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
13 標識	<p>(1) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「交通バリアフリーのための主要な設備」という。)又は14の項(1)の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>(2) (1)の標識は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 日本工業規格Z8210に適合するものであること。</p> <p>イ 高さ、位置、文字の大きさ、色彩、表示等に配慮し、高齢者、障害者等に分かりやすいものとする。</p> <p>ウ 視覚障害者が円滑に利用できる構造とすること。</p>
14 交通バリアフリーのための主要な設備の配置等の案内	<p>(1) 公共用通路に直接通ずる出入口(鉄道駅(別表第1の2の表(1)に定めるものをいう。以下同じ。))及び軌道停留場(軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。以下同じ。))にあっては、当該出入口又は改札口。(2)において同じ。)の付近には、交通バリアフリーのための主要な設備(4の項(3)前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項(3)前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この項において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、交通バリアフリーのための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び交通バリアフリーのための主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(3) (1)の案内板その他の設備及び(2)の規定により設けられる設備は、13の項(2)に定める基準に適合するものであること。</p>
15 便所	<p>(1) 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限り。)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備が設けられていること。</p> <p>イ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限り。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>エ ウの規定により設けられる小便器には、両側に手すりが適切に設けられていること。</p> <p>(2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 交通バリアフリー経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、6の項に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口の幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>エ 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>オ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上であること。</p>

	<p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>カ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)イ、オ及びカの規定は、(4)の便房について準用する。</p> <p>(6) (3)アからウまで、オ及びカ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
16 乗車券等販売所、待合所及び案内所	<p>(1) 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 交通バリアフリー経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、6の項に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上であること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(ウ) (エ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(エ) 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。</p> <p>(3) 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示すること。</p>
17 券売機	乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。
18 休憩設備	高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。
19 公衆電話台、カウンター及び記載台	公衆電話台、カウンター及び記載台を設ける場合においては、車いす使用者も円滑に利用できるよう高さ等に配慮した構造のものを1以上設けること。
20 改札口	<p>(1) 鉄道駅において交通バリアフリー経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、幅が80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 鉄道駅において自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>
21 プラットホーム	<p>(1) 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア プラットホームの縁端と鉄道車両(鉄道事業法による鉄道事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両をいう。以下同じ。)の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいと</p>

	<p>きは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>エ 排水のための横断勾配は、1パーセントが標準であること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>カ 発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあっては、ホームドア又は可動式ホームさく(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)が設けられていること。</p> <p>キ カに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ク プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくが設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>コ 照明設備が設けられていること。</p> <p>(2) (1)エ及びケの規定は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては、適用しない。</p>
22 車いす使用者用乗降口の案内	<p>鉄道駅の適切な場所において、列車に設けられる車いすスペース(車いす使用者の用に供するため車両等に設けられる場所であって、車いす使用者が円滑に利用するために十分な広さが確保され、車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられ、床の表面は、滑りにくい仕上げがなされ、車いす使用者が利用する際に支障となる段がなく、車いすスペースである旨が表示されているものをいう。)に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示すること。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。</p>
23 軌道停留場	<p>20の項から22の項までの規定は、軌道停留場について準用する。</p>
24 乗合自動車停留所	<p>(1) 乗合自動車停留所(別表第1の2の表(2)に定めるものをいう。(2)において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア バスの行き先、運行系統、時刻表等を表示する案内板が、高齢者、障害者等が見やすい位置に設けられていること。</p> <p>イ 床面に、高齢者、障害者等の運行の障害となる段が設けられていないこと。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 1日の乗車人員が500人以上ある乗合自動車停留所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア ベンチ及びその上屋が設けられていること。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されていること。</p> <p>ウ イの視覚障害者誘導用ブロックの色が黄色その他の周囲の路面との輝度比等の大きい色であること。</p>

	<p>エ イの視覚障害者誘導用ブロックに、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に音声により視覚障害者を案内する設備が設けられていること。</p> <p>オ (1)アの案内板に、視覚障害者の移動の円滑化のために必要であると認められる場合は、点字、音声その他の方法により、視覚障害者を案内する設備が設けられていること。</p> <p>カ 車いす使用者等に配慮し、必要と認められる場合は、車いす使用者の乗車の意思が乗合自動車の乗務員に容易に伝わる設備等が設けられていること。</p> <p>キ 高齢者、障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所に照明施設が設けられていること。ただし、夜間における当該路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p>
25 バスターミナル	<p>バスターミナル(別表第1の2の表(3)に定めるものをいう。)の乗降場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この項において「バス車両用場所」という。)に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。</p>
25 航空旅客ターミナル施設	<p>(1) 航空旅客ターミナル施設(別表第1の2の表(4)に定めるものをいう。以下この項において同じ。)の保安検査場(航空機(航空法(昭和27年法律第231号)による本邦航空運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。以下この項において同じ。)の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下この項において同じ。)において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。</p> <p>(2) (1)の通路の幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 保安検査場の通路に設けられる戸については、6の項イ(イ)の基準は、適用しない。</p> <p>(4) 保安検査場には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該保安検査場に表示すること。</p> <p>(5) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋(航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下この項において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、ウ及びエについては、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ア 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備が1以上備えられていること。</p> <p>ウ 勾配は、12分の1以下であること。</p> <p>エ 手すりが設けられていること。</p> <p>オ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(6) 旅客搭乗橋については、11の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(7) 各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、幅が80センチメートル以上であること。</p>
26 旅客船ターミナル	<p>(1) 旅客船ターミナル(別表第1の2の表(5)に定めるものをいう。以下この項において同じ。)において船舶(海上運送法による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。)を営む者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する</p>

	<p>船舶をいう。)に乗降するためのタラップその他の設備(以下この項において「乗降用設備」という。)を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 幅は、90センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 手すりが設けられていること。</p> <p>エ 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(2) 旅客船ターミナルにおいては、乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、11の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。</p> <p>(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。</p>
--	--

3 道路に係る整備基準

部 分	整 備 基 準
1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)	<p>歩道等を設ける場合においては、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。ただし、市街化の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合においては、当分の間150センチメートルまで縮小することができる。</p> <p>イ 歩道等と車道は、工作物により明確に分離すること。</p> <p>ウ 歩行者用の休憩施設を必要に応じて設けること。</p> <p>エ 歩道等の構造は、セミフラット型を原則とすること。ただし、設置場所の沿道状況等からフラット型又はマウントアップ型とすることができること。</p> <p>オ 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>カ 交差点における歩道等と車道との境界部分の段差は、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。</p> <p>キ 横断歩道における中央分離帯と車道との境界部分は、縁石等で区画するものとし、段差を設けないこと。</p> <p>ク 路面は、積雪時又は降雨時においても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ケ 排水溝の蓋は、杖、車いす等の使用者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
2 横断歩道	<p>(1) 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。</p> <p>(2) 横断歩道には、標識又は信号機及び標示を設けること。</p>
3 立体横断施設(横断歩道橋及び地下横断歩道をいう。)	<p>(1) 階段、斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 階段は、回り段を設けないこと。</p> <p>(3) 階段の踏面及び路面は、積雪時又は降雨時においても滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 手すりの末端部及び要所には、必要に応じて、現在位置等を点字で案内すること。</p>
4 視覚障害者誘導用ブロック	<p>(1) 視覚障害者の歩行が多い歩道等の区間には、視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの材料としては、耐久性及び耐摩耗性に優れたものを用いること。</p> <p>(3) 視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合には、周囲の部材と対比することができる色調及び明度のものとする。</p>
5 案内標識	<p>(1) 道路の要所には、必要に応じて主要な公共施設等の案内標識を整備すること。</p> <p>(2) 案内標識は、明度差のある大きく、わかりやすい文字又は記号で表示すること。</p>
6 駐車場(道路の附属物であるものに限る。)	<p>(1) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な配慮をするとともに車いす使用者用駐車スペースを1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車スペースは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車いす使用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。</p> <p>イ 有効幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により標示すること。</p> <p>(3) 車いす使用者の主要な動線となる通路の有効幅員は、175センチメートル以上とすること。</p>

4 公園施設に係る整備基準・新設特定公園施設基準

部 分	整備基準・新設特定公園施設基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（ア） 出入口は、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。</p> <p>（イ） 出入口の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>（ウ） 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。</p> <p>（エ） 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とし、柵の前後には150センチメートルの水平部を設けること。</p> <p>（オ） 自転車、オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨を表示すること。</p> <p>（カ） 出入口から150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（ア） 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、6パーセント以下とすること。3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、必要に応じて150センチメートル以上の水平部を設けること。</p> <p>（イ） 横断勾配は、1パーセント程度とし、可能な限り水平とすること。</p> <p>（ウ） 通路の有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回できる広さの場所を設けた上で、幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>（エ） 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。</p> <p>（オ） 縁石、街渠等による動線と交差する段差は、2センチメートル以下とし、切り下げること。すりつけ勾配は、5パーセント以下とし、切下げ部分の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>（カ） 通路の要所に視覚障害者誘導用床材等を敷設すること。</p> <p>（キ） 通路を横断する排水溝には、溝蓋を設け、溝蓋は滑りにくい仕上げとし、かつ、車椅子キャスター（前輪）、杖等が落ち込まない構造とすること。</p> <p>ウ 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。（ア）、（ウ）及び（エ）において同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>（ア） 傾斜路の最大縦断勾配は、6パーセント以下とし、傾斜路の始終部に長さ180センチメートル以上の水平部を設けること。</p> <p>（イ） 横断勾配は、水平にすること。</p> <p>（ウ） 傾斜路の両端には、転落防止用として高さ10センチメートル以上の立上り又は側壁を設けること。</p> <p>（エ） 手すりは、両側に連続して設けること。やむを得ない場合は、片側に設けること。手すりの両端は、傾斜路の始終点から50センチメートル以上水平に延長すること。</p> <p>（オ） 排水等の路上施設は、可能な限り設置しないこととし、やむを得ない場合は、支障とならないよう考慮すること。</p> <p>（カ） 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。</p> <p>（キ） 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>（ク） 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>エ 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>

	<p>(ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 形状は、けあげは15センチメートル程度、踏面は35センチメートル以上、けこみは2センチメートル以下を標準とすること。</p> <p>(ウ) 始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに水平部を設け、奥行きは120センチメートル以上確保すること。</p> <p>(エ) 手すりを両側に設けること。ただし、やむを得ない場合は、少なくとも片側に、連続して手すりを設けること。手すりは、両端部に30センチメートル以上水平に延長して設置すること。</p> <p>(オ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>(カ) 回り段がないこと。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>(ク) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>オ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>カ 高齢者、障害者等が転落するおそれがある場所には、さく、政令第11条第2号に規定する点字ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせさせて床面に敷設したもの（10の項（1）イ（キ）において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>キ 2の項、4の項及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
2 ベンチ、野 外 卓、水飲み器及び 手洗場	<p>(1) ベンチは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 腰掛け板の高さは、高齢者、障害者等がそれぞれ円滑に利用できる高さとする。</p> <p>イ 必要に応じて背もたれ及びひじ掛けを設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合においては、車椅子を使用している者（以下この表において「車椅子使用者」という。）、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>(3) 水飲み器を設ける場合においては、1の表27の項に定める構造とすること。</p> <p>(4) (3)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
3 案内板、掲 示板 及び標識	<p>(1) 案内板、掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該案内板、掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>(2) 2の項から4の項まで及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p>
4 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</p> <p>ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p>

	<p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p> <p>(6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
5 券売機	券売機を設ける場合においては、1の表24の項に定める構造とすること。
6 公衆電話	公衆電話を設ける場合においては、1の表23の項に定める構造とすること。
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この項において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口に近い位置に設置すること。</p> <p>イ 有効幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p>
8 屋根付広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
9 休憩所及び管理事務所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p>

	<p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) (1)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、(1)中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
10 野外劇場及び 野外音楽堂	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、8の項アの基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口とウの車いす使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 縦勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース((2)において「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けた場合は、そのうち一以上は、4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 有効幅員は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>

	(3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
11 その他	1の項から10の項までの規定は、災害等のため一時使用する施設には、適用しない。

5 路外駐車場に係る整備基準

部 分	整 備 基 準
1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設	<p>(1) 路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 2の項(1)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
2 路外駐車場バリアフリー経路	<p>(1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場バリアフリー経路」という。)にすること。</p> <p>(2) 路外駐車場バリアフリー経路は、次に掲げるものであること。</p> <p>ア 当該路外駐車場バリアフリー経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 5メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 当該路外駐車場バリアフリー経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの(勾配が20分の1を超えるものに限る。)にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(エ) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p>
3 特殊の装置	<p>1の項及び2の項の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣が、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する場合に準じて、その装置が1の項及び2の項の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。</p>

別表第3(第13条関係)

新設特定道路(県道に限る。)に係る基準

部 分	新 設 特 定 道 路 基 準
<p>1 歩道及び自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)</p>	<p>(1) 歩道 道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)には、歩道を設けること。</p> <p>(2) 有効幅員 ア 歩道の有効幅員は、道路構造基準等を定める条例(平成24年石川県条例第66号)第12条第3項本文に規定する幅員の値以上とすること。 イ 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造基準等を定める条例第11条第2項に規定する幅員の値以上とすること。 ウ 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。</p> <p>(3) 舗装 ア 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ 歩道等の舗装は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>(4) 勾配 ア 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 イ 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、(3)アただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(5) 歩道等と車道等の分離 ア 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩(以下この表において「車道等」という。)又は自転車道に接続して縁石線を設けること。 イ 歩道等(車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。)に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めること。 ウ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けること。</p> <p>(6) 高さ 歩道等の構造は、セミフラット型を原則とすること。ただし、設置場所の沿道状況等からフラット型又はマウントアップ型とすることができる。</p> <p>(7) 横断歩道 ア 歩行者の安全を確保するため、必要に応じ横断歩道を設けること。 イ 横断歩道には、標識又は信号機及び標示を設けること。 ウ 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くし、その段差は2センチメートルを標準とすること。 エ ウの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下この表において「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とすること。 オ 横断歩道における中央分離帯と車道との境界部分は、縁石等で区画するものとし、段差を設けないこと。</p> <p>(8) 車両乗入れ部 (2)にかかわらず、車両乗入れ部のうち(4)イの基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>(9) 交差点 交差点における歩道等と車道との境界部分の段差は、高齢者、障害者等が円滑に通行できるような構造とすること。</p>

	<p>(10) その他 排水溝の蓋は、杖、車椅子等の使用者に対する安全性及び移動性に配慮した構造とすること。</p>
2 立体横断施設	<p>(1) 立体横断施設</p> <p>ア 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下この表において「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けること。</p> <p>イ 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けること。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>ウ イに規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けること。</p> <p>(2) エレベーター</p> <p>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>イ アの規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。</p> <p>ウ かご及び昇降路の出入口の有効幅は、アの基準に適合するエレベーターにあつては90センチメートル以上とし、イの基準に適合するエレベーターにあつては80センチメートル以上とすること。</p> <p>エ かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、イの基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>オ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者とが互いに視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>カ かご内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下この表において同じ。）を設けること。</p> <p>キ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。</p> <p>ク かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ケ かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>コ かご内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。</p> <p>サ かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。</p> <p>シ 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。</p> <p>ス 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 傾斜路</p> <p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。</p>

	<p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>ウ 横断勾配は、設けないこと。</p> <p>エ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>オ 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>カ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>キ 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、その存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>ク 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ケ 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が 2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 高さが 75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75センチメートル以内ごとに踏み幅 1.5メートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) エスカレーター</p> <p>移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にある構造とすること。</p> <p>エ 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>オ くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>カ エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。</p> <p>キ 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができる。</p> <p>ク 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。</p> <p>ケ 複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられている場合においては、そのうちの1のエスカレーターについてキ及びクの基準に適合することで足りる。</p> <p>(5) 通路</p> <p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。</p> <p>イ 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。</p> <p>ウ 二段式の手すりを両側に設けること。</p> <p>エ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>オ 路面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>(6) 階段</p> <p>移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。</p>
--	--

	<p>イ 二段式の手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>カ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。</p> <p>キ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。</p> <p>ケ 階段の下面と歩道等の路面との間が 2.5 メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。</p> <p>コ 階段の高さが 3 メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。</p> <p>サ 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあっては 1.2 メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。</p>
3 乗合自動車停留所	<p>(1) 高さ 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15 センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) ベンチ及び上屋 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>
4 自動車駐車場	<p>(1) 障害者用駐車施設</p> <p>ア 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車用の用に供する部分（以下この表において「障害者用駐車施設」という。）を設けること。</p> <p>イ 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合にあっては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が 200 を超える場合にあっては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上とすること。</p> <p>ウ 障害者用駐車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車椅子利用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。</p> <p>(イ) 有効幅は、3.5 メートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(2) 障害者用停車施設</p> <p>ア 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車用の用に供する部分（以下この表において「障害者用停車施設」という。）を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 障害者用停車施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 駐車場の出入口、便所等に可能な限り近くに配置する等、車椅子利用者にとって最も利便性が高い場所に設けること。</p> <p>(イ) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は 1.5 メートル以上とし、有効奥行きは 1.5 メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。</p> <p>(ウ) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(3) 出入口</p> <p>ア 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とすること。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。</p>

	<p>(ア) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(ウ) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>イ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる出入口には、出入りの際、風雨、雪等の影響をできるだけ少なくするため、屋根、車寄せ上屋等を設けること。</p> <p>(4) 通路</p> <p>障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、2メートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</p> <p>ウ 路面は、平坦で、かつ、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) エレベーター</p> <p>ア 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。</p> <p>イ アのエレベーターのうち一以上のエレベーターは、(3)の出入口に近接して設けること。</p> <p>ウ アのエレベーター（イのエレベーターを除く。）については、2の項(2)アからエまでと同様とすること。</p> <p>エ イのエレベーターについては、2の項(2)と同様とすること。</p> <p>(6) 傾斜路</p> <p>(5)アただし書の傾斜路については、2の項(3)と同様とすること。</p> <p>(7) 階段</p> <p>自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造については、2の項(6)と同様とすること。</p> <p>(8) 屋根</p> <p>屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び(4)の通路には、屋根を設けるものとする。</p> <p>(9) 便所</p> <p>ア 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>(イ) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(ウ) 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)の小便器には、両側に手すりを適切に設けること。</p> <p>イ 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、アの基準のほか、次の基準のいずれかに適合すること。</p>
--	---

	<p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有すること。</p> <p>ウ イ(ア)の便房を設ける便所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) (4)の通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、(4)アからウまでと同様とするほか、次のとおりとすること。</p> <p>a 戸を設ける場合は、次のとおりとすること。</p> <p>(a) 幅は90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(b) 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>b 照明施設を設けること。</p> <p>(イ) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(エ) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。</p> <p>(オ) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>a 有効幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(カ) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</p> <p>エ イ(ア)の便房は、次に定める構造とすること。</p> <p>(ア) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(イ) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する標識を設けること。</p> <p>(ウ) 腰掛便座及び手すりを設けること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>オ エの便房については、ウ(イ)、(オ)及び(カ)と同様とすること。</p> <p>カ イ(イ)の基準に適合する便所については、ウ(ア)から(ウ)まで、(オ)及び(カ)並びにエ(イ)から(エ)までと同様とすること。</p>
5 その他施設等	<p>(1) 案内標識</p> <p>ア 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。</p> <p>イ アの案内標識は、明度差があり、大きくてわかりやすい文字又は記号で表示すること。</p> <p>ウ アの案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロック</p> <p>ア 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックの材料には、耐久性及び耐摩耗性に優れたものを用いること。</p> <p>ウ 視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の部材と対比することができる色調及び明度のものとする。</p> <p>エ 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。</p> <p>(3) 休憩施設</p>

	<p>歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けること。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>(4) 照明施設</p> <p>ア 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けること。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けること。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 防雪施設</p> <p>歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けること。</p>
--	--

別表第4（第13条関係）

部 分	信号機等基準
1 信号機	<p>次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であること。</p> <p>ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>（ア）人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下この表において「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>（イ）歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの</p> <p>（ウ）歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの</p> <p>イ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>
2 道路標識	<p>反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であること。</p>
3 道路標示	<p>次のいずれかに掲げる道路標示であること。</p> <p>ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示</p> <p>イ 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの</p>

2 バリアフリー新法、施行令、施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

平成18年法律第91号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条—第7条）
- 第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第8条—第24条）
- 第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第25条—第40条）
- 第5章 移動等円滑化経路協定（第41条—第51条）
- 第6章 雑則（第52条—第58条）
- 第7章 罰則（第59条—第64条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第23号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和24年法律第187号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者
 - ヘ 航空法（昭和27年法律第231号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからへまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 五 旅客施設 次に掲げる施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設
 - ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル

- ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。）
- ホ 航空旅客ターミナル施設
- 六 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 七 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第5条第1項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 八 道路管理者 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。
- 九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場（道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十二 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十五 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第一号に規定する建築物をいう。
- 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
- ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
- 二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

- ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする事その他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
 - イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
 - ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
 - イ 特別特定建築物（第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
 - ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
 - イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和35年法律第105号）第9条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第36条第2項において「信号機等」という。）の同法第4条第1項の規定による設置に関する事業
 - ロ 違法駐車行為（道路交通法第51条の2第1項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業

第2章 基本方針等

（基本方針）

- 第3条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第25条第1項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
 - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 四 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の責務)

第7条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために協力するよう努めなければならない。

第3章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

(公共交通事業者等の基準適合義務等)

第8条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等)

第9条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第1項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第1項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第1項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第2項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

- 第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
 - 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 新設特定道路についての道路法第33条第1項及び第36条第2項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第33条第1項中「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

- 第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

- 第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
 - 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

- 第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
 - 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があった場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認

めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。

- 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

- 第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
 - 5 建築主等（第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

- 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
 - 3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

- 第16条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

- 第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積

三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項

四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画

五 その他主務省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。第7項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けよう申し出ることができる。
- 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事に通知しなければならない。
- 6 建築基準法第18条第3項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第14条第1項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
- 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第3項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
- 8 建築基準法第12条第7項、第93条及び第93条の2の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

- 第18条 前条第3項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

- 第19条 建築基準法第52条第1項、第2項、第7項、第12項及び第14項、第57条の2第3項第二号、第57条の3第2項、第59条第1項及び第3項、第59条の2第1項、第60条第1項、第60条の2第1項及び第4項、第68条の3第1項、第68条の4、第68条の5（第一号イを除く。）、第68条の5の2第1項（第一号ロを除く。）、第68条の5の3（第一号ロを除く。）、第68条の5の4第1項第一号ロ、第68条の8、第68条の9第1項、第86条第3項及び第4項、第86条の2第2項及び第3項、第86条の5第3項並びに第86条の6第1項に規定する建築物の容積率（同法第59条第1項、第60条の2第1項及び第68条の9第1項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第52条第3項及び第6項に定めるもののほか、第17条第3項の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第21条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

- 第20条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第17条第3項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

第21条 所管行政庁は、認定建築主等が第17条第3項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し)

第22条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第17条第3項の認定を取り消すことができる。

(既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例)

第23条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該特定建築物に対する建築基準法第27条第1項、第61条及び第62条第1項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造(同法第2条第七号に規定する耐火構造をいう。)とみなす。

- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
- 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第93条第1項本文及び第2項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

(高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例)

第24条 建築物特定施設(建築基準法第52条第6項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。)の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第14項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第4章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第25条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(第5項を除き、以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重点整備地区の位置及び区域
- 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
- 三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。)
- 四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第2項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第12条ただし書及び第15条並びに道路法の一部を改正する法律(昭和39年法律第163号。以下「昭和39年道路法改正法」という。)附則第3項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道

(道路法第3条第三号の都道府県道をいう。第32条第1項において同じ。)(道路法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの(道路法第17条第1項から第4項までの規定により同条第1項の指定市、同条第2項の指定市以外の市、同条第3項の町村又は同条第4項の指定市以外の市が行うこととされているものを除く。)に限る。以下同じ。)に係る道路特定事業を実施する者として、市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第32条において同じ。)を定めることができる。

- 6 第1項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第2条第4項の基本構想に即したものでなければならない。
- 7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、次条第1項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、次条第1項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。
- 10 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。
- 11 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。
- 12 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 13 第7項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(協議会)

第26条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 基本構想を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第1項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(基本構想の作成等の提案)

第27条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
 - 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公共交通特定事業の実施)

第28条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

第29条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

第30条 地方公共団体が、前条第2項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かななければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路

特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

- 第32条 第25条第5項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第17条第1項の指定市を除く。以下この条及び第55条から第57条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第1項、同法第12条ただし書及び第15条並びに昭和39年道路法改正法附則第3項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第2項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項から第6項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第1項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
 - 3 市町村は、第1項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 - 4 市町村は、第1項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 5 市町村は、第1項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 6 市町村が第1項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
 - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
 - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の規定の適用については、同法第2条第3項に規定する補助事業者等とみなす。

(路外駐車場特定事業の実施)

- 第33条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。
- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かななければならない。
 - 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

- 第34条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定

事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて公園施設(特定公園施設に限る。)を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあつては、公園管理者と共同して作成するものとする。

- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園
 - 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第5条の2第1項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第35条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

(交通安全特定事業の実施)

第36条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。

- 2 前項の交通安全特定事業(第2条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理

者の意見を聴かなければならない。

5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

(生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)

第37条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

(基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)

第38条 市町村は、第28条第1項の公共交通特定事業、第33条第1項の路外駐車場特定事業、第34条第1項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第35条第1項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。

3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第1項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。

4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第9条第3項、第12条第3項及び第15条第1項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)

第39条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第3条第4項、第3条の2又は第3条の3の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構想において第25条第2項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

2 土地区画整理法第104条第1項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第1項中「第3条第4項若しくは第5項」とあるのは、「第3条第4項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第85条第5項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第123条、第126条、第127条の2及び

第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債についての配慮)

第40条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第5章 移動等円滑化経路協定

(移動等円滑化経路協定の締結等)

第41条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。第45条第2項において「大都市住宅等供給法」という。）第83条において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
- 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
- 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置

3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

(認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等)

第42条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から2週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(移動等円滑化経路協定の認可)

第43条 市町村長は、第41条第3項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- 三 第41条第2項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村長は、第41条第3項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

(移動等円滑化経路協定の変更)

第44条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

(移動等円滑化経路協定区域からの除外)

第45条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第86条第1項の換地計画又は大都市住宅等供給法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項（大都市住宅等供給法第82条第1項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第103条第4項（大都市住宅等供給法第83条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

3 前2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 第43条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第1項又は第2項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第46条 第43条第2項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者（当該移動等円滑化経路協定について第41条第1項又は第44条第1項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第47条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第43条第2項（第44条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第43条第2項の規定は、前項の規定による意思の表示があった場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第1項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わった者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）について、前項において準用する第43条第2項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者（前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第49条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第41条第1項、第44条第1項、第47条第1項及び前条第1項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第50条 重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第43条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第43条第2項の規定は、第1項の認可について準用する。

4 第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して3年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に2以上の土地所有者等が存することになった時から、第43条第2項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第51条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第6章 雑則

(資金の確保等)

第52条 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保並びに研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第53条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 第1項から第3項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第54条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第9条、第24条、第29条第1項、第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第3項及び第5項、第32条第3項、第38条第2項、前条第1項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第25条第11項及び第12項(これらの規定を同条第13項において準用する場合を含む。))における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第30条における主務省令は、総務省令とし、第36条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(不服申立て)

第55条 市町村が第32条第5項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

(事務の区分)

第56条 第32条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務(費用の負担及び徴収に関するものを除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(道路法の適用)

第57条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

(経過措置)

第58条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第7章 罰則

第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第38条第4項の規定による命令に違反した者
- 三 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第20条第2項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第53条第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第53条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第53条第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第2条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第3条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第10条第1項、第11条第1項及び第13条第1項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第4条 附則第2条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第14条第1項から第3項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第14条第1項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第15条の規定は、この法律の施行後（第2項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第5条 附則第2条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第6条第1項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第7条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第10条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第11条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第25条第1項の規定により作成された基本構想、第28条第1項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第31条第1項の規定により作成された道路特定事業計画及び第36条第1項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

- 2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これ

に基づく命令を含む。)中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第8条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第32条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）
--	---

(地方税法の一部改正)

第9条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第73条の6第3項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第13条第2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第39条第2項」に改める。

附則第11条第16項及び第15条第41項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第8条第2項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第29条第2項」に、「第7条第1項」を「第28条第1項」に、「第2条第9項」を「第2条第二十三号」に、「同項第一号又は第二号」を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第3項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第四号イ」に、「同項第二号」を「同号ロ」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第10条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第2条第十七号」に改める。

第33条の3第1項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項」に改める。

第34条の2第2項第19号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第39条第1項」に、「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第2条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。）又は公共用施設（高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）」に改める。

第47条の2第3項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第8条に規定する計画に係る同法第2条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第3項の認定を受けた計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更

後のもの)に係る同法第2条第17号」に改める。

第65条第1項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項」に改める。

第65条の4第1項第19号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第13条第1項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。)第39条第1項」に、「高齢者等移動円滑化法第13条第1項」を「高齢者移動等円滑化法第39条第1項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設」を「特定旅客施設(高齢者移動等円滑化法第2条第六号に規定する特定旅客施設をいう。)、一般交通用施設(高齢者移動等円滑化法第2条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒歩で行われる経路を構成するものをいう。)又は公共用施設(高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。)」に改める。

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第11条 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)の一部を次のように改正する。

第8条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)第2条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条第四号」に改め、「及び道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」を削り、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第2条第4項」を「同条第五号」に改める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

政令第379号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあつては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第九号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものであることとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場

- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

(特定建築物)

第四条 法第二条第十六号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

(特別特定建築物)

第五条 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 盲学校、聾学校又は養護学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店

- 十五 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（建築物特定施設）

第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 ホテル又は旅館の客室
- 八 敷地内の通路
- 九 駐車場
- 十 その他国土交通省令で定める施設

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第七条 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第二十号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- 一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十四条において同じ。）が一万平方メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等）

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項、第九条第一項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項及び第十条並びに軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第六条第一項本文
- 三 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律百三十六号）第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項（同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令第六条第一項ただし書
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計二千平方メートル（第五条第十八号に掲げる公衆便所にあっては、五十平方メートル）とする。

（建築物移動等円滑化基準）

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第二十三条までに定めるところによる。

（廊下等）

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（階段）

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）を一以上設けること。

- 二 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上設けること。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（ホテル又は旅館の客室）

第十五条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合は、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車いす使用者用便房を設けること。
 - ロ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - （1） 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - （2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。
 - ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

（敷地内の通路）

第十六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

（駐車場）

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）

第十八条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、そのすべて）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（直接地上へ通ずる出入口のある階（以下この条において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 - 二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路
 - 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
 - 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
 - イ かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ハ かごの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
 - ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
 - ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - ヘ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
 - ト 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
 - チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (1) かごの幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
 - リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
 - (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を

設けること。

(2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

(3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

(1) 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(2) 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

(3) 高さが七十五センチメートルを超えるもの(勾配が二十分の一を超えるものに限る。)にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

3 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

(標識)

第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

(案内設備)

第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

3 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十一条 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警

告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）

（増築等に関する適用範囲）

第二十二條 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。第一号において「増築等」という。）をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一 当該増築等に係る部分

二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所

四 第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車いす使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場

六 車いす使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第一号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第二十三條 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

（認定特定建築物の容積率の特例）

第二十四條 法第十九条の政令で定める床面積は、認定特定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（道路管理者の権限の代行）

第二十五條 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第十四号、第十五号（道路法第四十六条第一項第二号の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。次項において同じ。）、第二十一号、第二十二号、第二十四号、第二十五号及び第二十九号（同法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

2 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第十四号又は第十五号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

3 第一項に規定する市町村の権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示される工事の開始の日から工事の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限については、工事の完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第二十六條 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第二十七條 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地

区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第二十八条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、法第十四条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

（類似の用途）

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

（土地区画整理登記令の一部改正）

第五条 土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号。以下「移動円滑化法」という。）第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項」に改める。

第十四条中「移動円滑化法第十三条第一項」を「移動等円滑化法第三十九条第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第七項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十七号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）第五条に規定する」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第 号）第九条の」に改め、同項第二号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項」に改め、同条第八項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に改める。

第二十二條第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に改める。

第二十二條の八第二十七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第二十九條の二第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。

第二十九條の五第六項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十七号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令第五条に規定する」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第九条の」に改め、同項第二号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第六条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項」に改め、同条第七項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）」に改める。

第三十九條の五第二十八項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に、「第二条第三項第一号から第三号までに掲げる者」を「第二条第四号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送事業者」に改める。

第三十九條の六十第七項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第四条第一項に規定する移動円滑化基準」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第七条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条及び第五十条第四項

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第八条 地方住宅供給公社法施行令(昭和四十年政令第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該市」の下に「(第二十三号にあつては、建築主事を置く市)」を加え、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第九条 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「当該市」の下に「(第十九号にあつては、建築主事を置く市)」を加え、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第七号」を「第十一号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第九号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第十七号」に、「同条第四号」を「同条第十八号」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第八条に規定する計画の認定を受けた計画」を「第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)」に改める。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第十二条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、第四十一号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第十四条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十五条第二項

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第十五条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げ、第四十八号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

（独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正）

第十六条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第十七条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第二十七号を削り、第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第十九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百二十一号を次のように改める。

三百二十一 削除

第三百六十七号を次のように改める。

三百六十七 削除

本則に次の一号を加える。

四百十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百二十一号及び第三百六十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二十一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）」に改める。

第三十八条に次の一号を加える。

五 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること（他局及び交通消費者行政課の所掌に属するものを除く。）。

第四十九条第四号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るもの」に改める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則

国土交通省令第110号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

（法第二条第七号の主務省令で定める自動車）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（特定公園施設）

第二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 工作物の新築、改築又は増築、土地の形質の変更その他の行為についての禁止又は制限に関する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法令又は条例の規定の適用があるもの
- 二 山地丘陵地、崖その他の著しく傾斜している土地に設けるもの
- 三 自然環境を保全することが必要な場所又は動植物の生息地若しくは生育地として適正に保全する必要がある場所に設けるもの

2 令第三条第一号の国土交通省令で定める主要な公園施設は、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設その他の公園施設のうち、当該公園施設の設置の目的を踏まえ、重要と認められるものとする。

（建築物特定施設）

第三条 令第六条第十号の国土交通省令で定める施設は、浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）とする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第五号イ及びロに掲げる施設 すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第五号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあつては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

(変更の届出)

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあっては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置
- 三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）
- 四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

(特定路外駐車場の設置等の届出)

第七条 法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
 - イ 特定路外駐車場の区域
 - ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

2 法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請)

第八条 法第十七条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、第三号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、これらを所管行政庁に提出するものとする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、特定建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに令第十一条第二号に規定する点状ブロック等（以下単に「点状ブロック等」という。）及び令第二十一条第二項第一号に規定する線状ブロック等（以下単に「線状ブロック等」という。）の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに案内設備の位置
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、床の高低、特定建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備並びに突出物の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜

		路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、エレベーターその他の昇降機の位置、車いす使用者用便房のある便所、令第十四条第一項第二号に規定する便房のある便所、腰掛便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに者用便房を除く。以下この条において同じ。）のある便所、床置き式の小便器、類する小便器のある便所並びにこれら以外の便所の位置、車いす使用者用客室の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車いす使用者用浴室等（高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十三条第一号に規定するものをいう。以下この条において同じ。）の位置並びに案内設備の位置
縦断面図	階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
	傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
構造詳細図	エレベーターその他の昇降機	縮尺並びにかご（人に乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造、車いす使用者用便房、令第十四条第一項第二号に規定する便房並びに腰掛便座及び手すりの設けられた便房の構造並びに床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器の構造
	浴室等	縮尺及び車いす使用者用浴室等の構造

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の記載事項）

第九条 法第十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、特定建築物の建築等の事業の実施時期とする。

（認定通知書の様式）

第十条 所管行政庁は、法第十七条第三項の認定をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第四号様式による通知書に第八条の申請書の副本（法第十七条第七項の規定により適合通知を受けて同条第三項の認定をした場合にあっては、第八条の申請書の副本及び当該適合通知に添えられた建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の申請書の副本）及びその添付図書を添えて行うものとする。

（法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更）

第十一条 法第十八条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の三月以内の変更とする。

（表示等）

第十二条 法第二十条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 広告
- 二 契約に係る書類
- 三 その他国土交通大臣が定めるもの

- 2 法第二十条第一項の規定による表示は、第五号様式により行うものとする。

（法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準）

第十三条 法第二十三条第一項第一号の主務省令で定める安全上及び防火上の基準は、次のとおりとする。

- 一 専ら車いす使用者の利用に供するエレベーターの設置に係る特定建築物の壁、柱、床及びはりは、当該エレベーターの設置後において構造耐力上安全な構造であること。

- 二 当該エレベーターの昇降路は、出入口の戸が自動的に閉鎖する構造のものであり、かつ、壁、柱及びはり（当該特定建築物の主要構造部に該当する部分に限る。）が不燃材料で造られたものであること。

（法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準）

第十四条 法第二十三条第一項第二号の主務省令で定める安全上の基準は、次のとおりとする。

- 一 エレベーターのかご内及び乗降ロビーには、それぞれ、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。この場合において、乗降ロビーに設ける制御装置は、施錠装置を有する覆いを設ける等当該制御装置の利用を停止することができる構造とすること。
- 二 エレベーターは、当該エレベーターのかご及び昇降路のすべての出入口の戸に網入ガラス入りのはめごろし戸を設ける等により乗降ロビーからかご内の車いす使用者を容易に覚知できる構造とし、かつ、かご内と常時特定建築物を管理する者が勤務する場所との間を連絡することができる装置が設けられたものとする。

（公共交通特定事業計画の認定申請）

第十五条 法第二十九条第一項の規定により公共交通特定事業計画の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の法第二条第五号イからホまでに規定する区分並びに名称及び位置又は公共交通特定事業を実施する特定車両の車種、台数及び運行を予定する路線
 - 三 公共交通特定事業の内容
 - 四 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から公共交通特定事業を実施する特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付けを行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 五 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- 一 公共交通特定事業の内容を示す特定旅客施設又は特定車両の構造及び設備に関する書類及び図面
 - 二 当該認定を受けようとする者がそれ以外の者から特定旅客施設の一部又は全部の貸付けを受ける場合にあっては、当該貸付契約に係る契約書の写し

（公共交通特定事業計画の変更の認定申請）

第十六条 法第二十九条第三項の規定により公共交通特定事業計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 変更しようとする事項
 - 三 変更を必要とする理由
- 2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類及び図面のうち公共交通特定事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

（道路特定事業の認可）

第十七条 市町村は、法第三十二条第三項の協議の申出は、第六号様式による協議書を地方整備局長又は北海道開発局長に提出して行うものとする。

- 2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 工事計画書
 - 二 工事費及び財源調書
 - 三 平面図、縦断図、横断定規図その他必要な図面

（認可を要しない軽易な道路特定事業）

第十八条 法第三十二条第三項ただし書の主務省令で定める軽易な道路特定事業は、道路の附属物の新設又は改築のみに関する工事とする。

- 2 市町村は、前項の工事を行った場合においては、その旨を地方整備局長又は北海道開発局長に報告しなけれ

ばならない。

(道路特定事業に関する工事の公示)

第十九条 市町村は、法第三十二条第四項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、工事の区間、工事の種類及び工事の開始の日（当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときにあっては、工事の完了の日）を公示するものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可等の申請の公告)

第二十条 法第四十二条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 移動等円滑化経路協定の名称
- 二 移動等円滑化経路協定区域
- 三 移動等円滑化経路協定の縦覧場所

(移動等円滑化経路協定の認可の基準)

第二十一条 法第四十三条第一項第三号（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 移動等円滑化経路協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第四十一条第二項第二号の移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項は、法第二十五条第三項の重点整備地区における移動等円滑化に関する移動等円滑化に関する基本的な方針が定められているときは、当該基本的な方針に適合していなければならない。
- 三 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(移動等円滑化経路協定の認可等の公告)

第二十二条 第二十条の規定は、法第四十三条第二項（法第四十四条第二項、第四十五条第四項、第四十七条第二項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

(移動等円滑化実績等報告書)

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

一 法第二条第四号イに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第七号様式及び第八号様式
二 法第二条第四号ロに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第九号様式及び第十号様式
三 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式
四 法第二条第四号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）による専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十一号様式及び第十二号様式
五 法第二条第四号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者のうち福祉タクシー車両（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号。以下「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第一条第一項第十三号に規定する福祉タクシー車両をいう。以下同じ。）をその事業の用に供しているもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十三号様式

六 法第二条第四号二に掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第十二号様式
七 法第二条第四号ホに掲げる者（次号に掲げる者を除く。）	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第十四号様式
八 法第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号二に掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	第十四号様式及び第十五号様式
九 法第二条第四号へに掲げる者	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長	第十六号様式
十 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号イに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長	第七号様式
十一 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号二に掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長	第十五号様式
十二 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ホに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方航空局長	第十七号様式

（臨時の報告）

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

権	限	地方支分部局の長
一 法第九条第二項の規定による届出の受理	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号二に掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
二 法第九条第三項の規定による命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 福祉タクシー車両に係るもの	当該福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長

	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 船舶(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する船舶をいう。)に係るもの	当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
三 法第二十九条第一項の申請の受理、同条第二項の認定、同条第三項の変更の認定及び同条第五項の認定の取消し	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ バス車両(公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十二号に規定するバス車両をいう。以下同じ。)に係るもの	当該バス車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
四 法第三十二条第三項の協議及び同意		市町村の区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
五 法第三十八条第二項の通知の受理及び同条第三項の勧告	イ 法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの以外のもの又は法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ バス車両に係るもの	当該バス車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
	ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設 (当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。)に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

	ホ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長
六 法第三十八条第四項の命令	イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長
	ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
	ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
	ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの	当該施設の所在地を管轄する地方航空局長

2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十五条第十二項の助言に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

3 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

（書類の經由）

第二十七条 第十五条第一項及び第十六条第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書のうち、法第二条第五号イに掲げる施設のうち鉄道事業法第八条第一項の認可に係るもの、法第二条第五号ロに掲げる施設及び法第二条第五号ハに掲げる施設のうち一般バスターミナルに係るものは、当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書のうち、バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、当該バス車両又は福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき移動等円滑化実績等報告書のうち、バス車両又は福祉タクシー車両に係るものは、法第二条第四号ハに掲げる者の主たる事務所を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則（平成六年建設省令第二十六号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十二年運輸省令第九号）
建設省

（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規定する土地区画整理事業に関する省令の一部改正）

第三条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項に規

定する土地区画整理事業に関する省令（平成十二年建設省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項に規定する土地区画整理事業に関する省令

第一条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（）を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。）に、「第十三条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第二条及び第三条中「第十三条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

（鉄道に関する技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「移動円滑化」を「移動等円滑化」に改め、同条中「身体障害者等の移動の利便性」を「障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第四条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条」に改める。

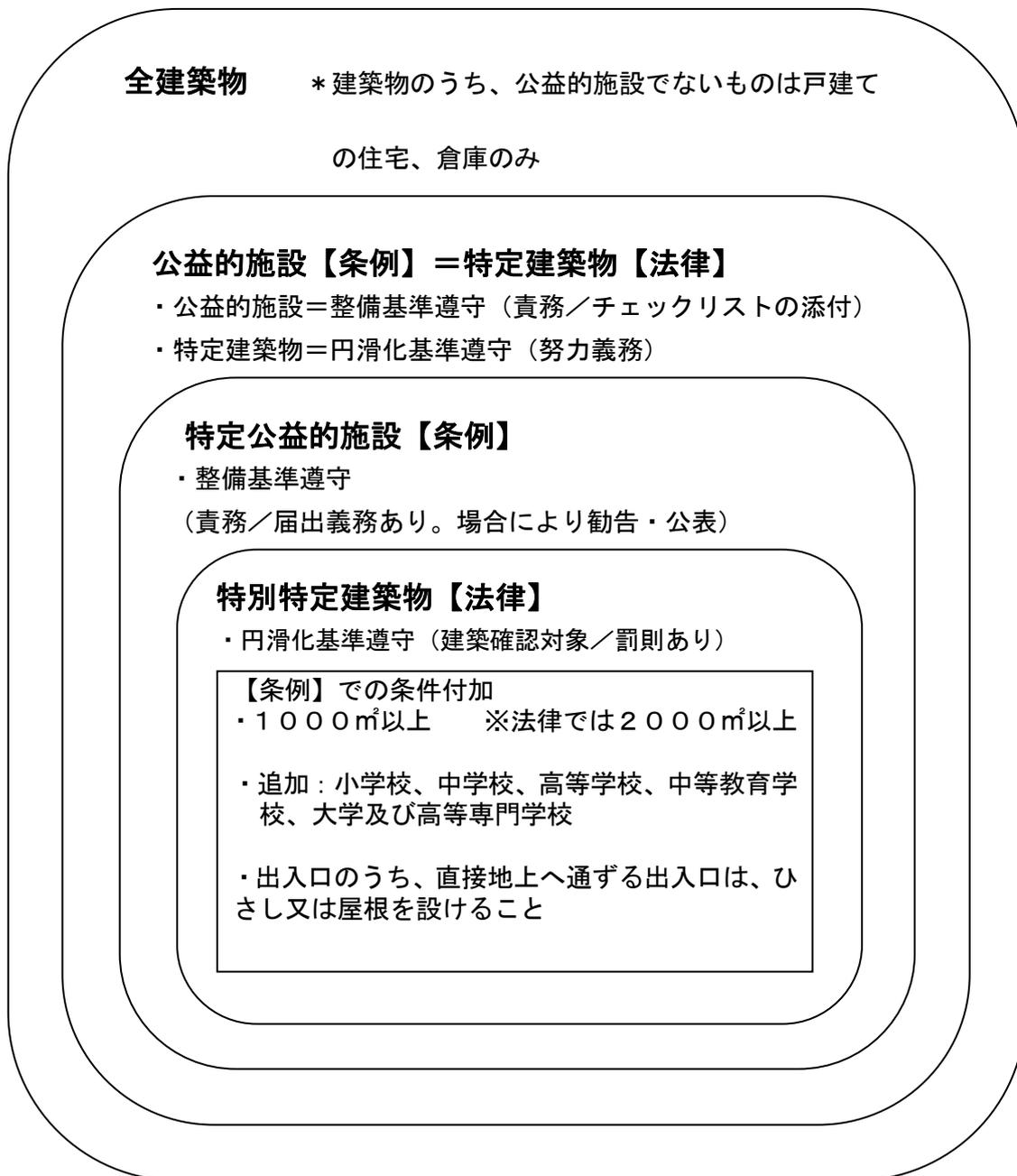
（国土交通省組織規則の一部改正）

第五条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項第二号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行に関する事務のうち同法第二条第五号に規定する旅客施設又は同条第七号に規定する車両等における同条第二号に規定する移動等円滑化（同条第四号に規定する公共交通事業者等が講ずる措置によるものに限る。）に係るもの」に改める。

3 石川県バリアフリー条例及びバリアフリー新法の関係

石川県バリアフリー条例及びバリアフリー新法の対象建築物、基準適合の関係



【条例】		【法律】
整備基準	≡	建築物移動等円滑化基準 [※]
		建築物移動等円滑化誘導基準（計画の認定での基準）

※ 条例では降雪・路面凍結への配慮がされているが、法律ではされていない。

石川県バリアフリー条例及びバリアフリー新法の建築物用途・規模区分表

	『特別特定建築物』	『特定公益的施設』	『特定建築物』	『公益的施設』	
	【建築物移動等円滑化基準】	【整備基準】	【建築物移動等円滑化基準】	【整備基準】	
	義務、建築確認対象	責務、届出義務有り	責務	責務	
	1000㎡以上※条例で条件付加 (法律では2000㎡以上)	以下のとおり	0㎡から	0㎡から	
1 特別支援学校	(全てのもの)	(全てのもの)	(全てのもの)	(全てのもの)	
2 病院、診療所					
3 劇場、観覧場、映画館、演芸場					
4 集会場、公会堂					
5 展示場					
6 百貨店、マーケットその他の物販店					(用途面積200㎡以上)
7 ホテル、旅館					(用途面積1,000㎡以上)
8 事務所	保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署	(用途面積2,000㎡以上)	(全てのもの)	(全てのもの)	
9 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、その他類似用途	(主に高齢者、身体障害者利用するものに限る)	(全てのもの)			
10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他類似用途	(全てのもの)				
11 体育館・水泳場 ホーング場、遊技場	(体育館、水泳場は一般公共の用に供されるものに限る。)	(用途面積200㎡以上)			
12 博物館、美術館、図書館	(全てのもの)				
13 公衆浴場					
14 飲食店					
15 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業用店		(全てのもの)			
16 旅客の乗降・待合所	(一般公共の用に供されるものに限る。)	(一般公共の用に供されるものに限る。)			
17 自動車車庫	(全てのもの)	(全てのもの)			
18 公衆便所	(全てのもの)	(用途面積1,000㎡以上)			
19 公共用歩廊					
20 小学校、中学校、中等教育学校、高校、高专、大学	(全てのもの) ※条件で追加:一般学校	(全てのもの)			
21 幼稚園、専修学校、専門学校		(用途面積2,000㎡以上)			
22 卸売市場		(用途面積1,000㎡以上)			
23 共同住宅、寄宿舎、下宿		(全てのもの)			
24 保育所		(用途面積2,000㎡以上)			
25 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他類似用途		(全てのもの)			
26 自動車教習所、学習塾、筆道教室、囲碁教室その他類似用途		(用途面積2,000㎡以上)			
27 工場					

※建築物のうち公益的施設でないものは戸建て住宅、倉庫のみ